



[トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [環境](#) > [動物](#) > [猫](#) > [飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成制度のご案内](#)

## 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成制度のご案内



[ツイート](#)

[いいね!](#) 3

ページ番号 526-572-891

最終更新日 2018年11月29日

飼い主のいない猫の、ふん尿や鳴き声が地域での問題になっていますが、これらの猫は、もともとは人間に捨てられた飼い猫が繁殖して増えたものです。西東京市では、こうした“不幸”な猫の数を減らし、問題や被害を防止するため、**飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成する制度**を実施しております。

### 概要

#### 助成の対象者（申請者）

西東京市内に在住、在勤、在学している個人または事務所等であり、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を受けさせる方など。ただし、市が指定する動物病院で不妊・去勢手術を受けさせ、不妊・去勢済みの猫であることが外見から判断できる措置（耳カット）への同意が必要になります。

#### 助成限度額

**不妊手術（メス）1頭につき10,000円まで**

**去勢手術（オス）1頭につき5,000円まで**

※不妊・去勢手術費用と助成限度額のいずれか少ない額を助成します。助成限度額を超えた費用については、申請者の負担となります。なお、動物病院搬入時でのお支払いをお願いしております。  
※助成の適用範囲は、不妊・去勢手術のみであり、申請者が要求または獣医師が必要と判断したその他の処置（血液検査やノミ駆除など）の費用については、申請者の負担となります。

#### 申請方法

4月1日より、先着順にて受け付けますが、予算に限りがあるため、予算が無くなり次第、終了となります。

#### 申請時に提出していただく書類

- ・ 申請書（第1号様式）
- ・ 猫の写真

#### 猫の不妊

- ・手術を受けさせようとする猫の餌場の清掃、ふん尿の処理を行うなど、地域住民の理解を得られるよう努める旨の誓約書（第2号様式）

※1回の申し込みで3頭まで申請することができますが、1頭ごとに申請書（第1号様式）を提出してください。

[□ 申請書（第1号様式）（DOCファイル：45KB）](#)

[□ 誓約書（第2号様式）（DOCファイル：39KB）](#)

## 審査

申請書を受け付けたのちに、東京都動物愛護推進員の協力を得て現地確認を実施し、飼い主が不明な猫であることを確認するなど、助成対象となるか否かを審査します。

## 助成決定

審査の結果、助成対象者として決定した場合は、助成交付決定通知書を交付します。

## 手術の実施

- （1）助成決定通知書到着後、市が指定する動物病院に手術の予約を行い、「西東京市 猫の不妊・去勢手術費用助成決定通知書（第3号様式）」を提示して手術を実施してください。
- （2）手術を受けさせようとする猫を捕獲する時は、あらかじめ指定動物病院と連絡をとり、指定された日時に猫を搬入してください。
- （3）猫を捕獲する時は、市が用意する捕獲器を使用してください。
- （4）手術並びに手術に関わる処置については、指定動物病院の獣医師の指示に従ってください。
- （5）手術に際し、一切の不平・不服を申し立てないことに同意していただきます。

## さくらねご無料不妊手術事業について

さくらねご無料不妊手術事業は、公益社団法人どうぶつ基金が主催する、飼い主のいない猫の問題を殺処分ではなく不妊・去勢手術によって解決しようとする行政や、ボランティアの方を支援する事業です。西東京市では、平成28年10月からこの事業に参画しています。平成28年度はボランティアの方々と協力して、オス1匹、メス12匹の不妊・去勢手術を実施しました。

関連リンク→<http://www.doubutukikin.or.jp/>

[□ 公益社団法人どうぶつ基金（外部リンク）](#)

## 地域猫対策協力員への登録